

生成 AI を活用したチャットボット導入・運用保守業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

真岡市では、行政手続きや市政情報について公式ホームページや広報紙を通して発信しているほか、窓口や電話を通じて職員が問合せ対応を行っている。

一方で、窓口や電話については、対応可能な時間が限られており、市民ニーズの多様化が進む中で、市民が知りたい情報をいつでも得られるよう、より効果的かつ効率的な情報発信が求められている。

本業務委託は、真岡市の行政手続きや市政情報に係る問合せに対応するため、公式ホームページへ生成 AI を活用したチャットボットを導入し、市民サービスの向上と職員の業務効率化を図るものである。

2 事業概要

- | | |
|--------------------------|------------------------------------|
| (1) 業務名 | 生成 AI を活用したチャットボット導入・運用保守業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| ・構築期間 | 契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで |
| ・運用保守期間 | 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 契約限度額(消費税及び地方消費税を含む) | |
| サービス構築及び運用保守業務 | 1,455,960 円 |
| 見積項目 | ①イニシャルコスト(サービス構築費用) |
| | ②ランニングコスト(運用保守費用) |
| (5) スケジュール | |
| ア 実施要領等の公表 | 令和 8 年 5 月 25 日(月) |
| イ 実施内容等に関する質問 | 令和 8 年 6 月 1 日(月)17 時必着 |
| ウ 質問に対する回答 | 令和 8 年 6 月 8 日(月) |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和 8 年 6 月 12 日(金)17 時必着 |
| オ 企画提案書の提出期限 | 令和 8 年 6 月 16 日(火)17 時必着 |
| カ 一次審査結果通知予定日 | 令和 8 年 6 月 23 日(火) |
| キ プレゼンテーション(予定) | 令和 8 月 6 日 30 日(火) |
| キ プロポーザル審査 | 令和 8 年 6 月 30 日(火) |
| ク 審査結果の通知・公表 | 令和 8 年 7 月 3 日(金)予定 |
| (6) 担当部署及び問合せ先 | |
| | 〒321-4395 真岡市荒町 5191 番地 |
| | 真岡市総務部デジタル戦略課デジタル政策係 担当:石崎、安澤 |

電話:0285-83-8394 FAX:0285-83-5896

電子メール:digital@city.moka.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる資格要件をすべて満たさなければならない。ただし、契約締結までの間に、資格要件のいずれかを有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 真岡市入札参加資格者名簿区分「s-1情報処理(システム開発)」に登録されている者であること。
※令和 7・8 年度入札参加資格申請中である場合は、令和 8 年 6 月 12 日(金)までに登録を完了させること。
- (3) 真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないものであること。
- (4) 真岡市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 32 号)第 2 条第 1 号又は第 6 条に規定に該当する者でないこと。

4 参加に関する事項

(1) 参加手続き

① 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、以下の要領により問合せを行うこと。

ア 受付期間:実施要領等公表日～令和 8 年 6 月 1 日(月)17 時必着

イ 質疑方法:真岡市オンライン申請システムによる提出

ウ 回答期日:令和 8 年 6 月 8 日(月)

エ 回答方法:真岡市ホームページに掲載

② 提出書類

- ・参加表明書(様式第1号)
- ・秘密保持誓約書(様式第2号)
- ・企画提案書(様式任意)
- ・機能要件一覧(様式第3号)

機能要件一覧については、各要件に対し、御社で提供するシステムの対応状況を以下の選択肢より回答し、企画提案書と併せて提出すること。

○:対応可能(3 点)、△:一部対応可能(1 点)、×:対応不可(0 点)

なお、対応状況の合計点が 78 点以上の場合のみ一次審査の対象とする。

・見積書(電子データ)

③ 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式第1号)及び秘密保持誓約書(様式第2号)を作成し、以下の要領により提出をすること。

ア 提出期限:令和8年6月12日(金)17時必着

イ 提出方法:真岡市オンライン申請システムによる提出

④ 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後に、真岡市プロポーザル企画提案書提出依頼通知により企画提案書および機能要件一覧(様式第3号)の提出を求められたものは、仕様書及び以下のア～カに基づいて企画提案書作成し、以下の要領により提出すること。

ア 提出期限:令和8年6月16日(火)17時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法:真岡市オンライン申請システムによる提出

ウ 企画提案書は、PDF形式とすること。

エ 企画提案書は1者1提案とする。

オ 様式は任意ではあるが、別表「審査基準」における評価項目1、2及び4～7を各章の見出しとして、提案内容を明確かつ詳細に記載すること。なお、仕様書及び機能要件に定める内容のほか、本業務の目的達成に資する追加機能や運用改善の提案がある場合は、任意で提案すること。

カ 見積書は、真岡市長宛てとし、債権者の住所及び氏名を記入の上、代表者印を押印した電子データ、または、発行責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入した電子データを1部提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区分する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(2) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 提案書を含む提出書類について、公文書公開請求があった場合は、真岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除き、提案書の全部又は一部を公開するものとする。

エ 市は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書には、事業者名、ロゴ等提案者を特定可能な情報を表記しないこと。

ク 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ケ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

コ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 一次審査について

(1) 審査概要

提出された企画提案書等に基づき一次審査(書類審査)を実施し、上位3者を二次審査(プレゼンテーション審査)の対象者として選定する。なお、評価の結果、同得点であるものが2者以上ある場合は、見積価格の低い事業者から順に上位とする。

(2) 審査方法

本業務の一次審査にあたっては、提出書類について別紙「審査基準」に基づき評価を行う。

(3) 結果通知

応募者数に関わらず、全参加者あてに、電子メール等で令和8年6月23日(火)までに通知する。また、通知にあたっては、結果のみとし、その他の順位、点数等については非公表とする。なお、一次審査通過者に対しては、併せて二次審査の詳細についても通知する。

6 二次審査について

(1) 開催日

令和8年6月30日(火)

(2) 開催場所

真岡市役所

(3) 提案内容の説明(プレゼンテーション)

提案書をもとに「『生成 AI を活用したチャットボット導入・運用保守業務委託』業者選定委員会」の選定委員に対し、提案内容の説明を行う。

(4) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

(5) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション(20分)及びヒアリング(20分)について、審査基準に基づき選定委員の意見(採点等)を聴取し評価を行う。また、提出された機能要件一覧(様式第3号)を審査の参考とする。

(6) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いたものうち、(5)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする、

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の契約限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知・公表

(1) 契約候補者選定後、参加者全員に審査結果を通知する。また、下記項目について真岡市ホームページに公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

ア 契約候補者の名称、総合点及び選定理由

イ ア以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

(2) 前項の規定により選定されなかったものが通知を受けたときは、当該通知日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に書面(任意様式)により、市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、項目ごとの採点についての疑義は認めない。

(3) 前項への回答は、同項期限の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に書面(任意様式)により行う。

8 契約手続き

(1) 契約候補者に設定されたものと真岡市の間で、業務等の内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

真岡市オンライン申請システムを利用したやり取りについて

本プロポーザルにおけるやり取り(質疑・書類提出)は、原則、真岡市オンライン申請システムを通じて行います。
事前に事業者としての利用者登録をお願いします。

実施要領における項目	発信者	受信者	使用手段
4(1)①質疑	参加予定事業者	真岡市	真岡市オンライン申請システム
4(1)①回答	真岡市	参加予定事業者等	真岡市ホームページ
4(1)③参加表明書の提出	参加予定事業者	真岡市	真岡市オンライン申請システム
4(1)④企画提案書の提出	参加予定事業者	真岡市	真岡市オンライン申請システム
7(1)選定結果の通知	真岡市	参加事業者	電子メールによる通知
7(1)選定結果の公表	真岡市	参加事業者等	真岡市ホームページ